

姫路市立飾磨東中学校 いじめ防止基本方針

令和元年 7月作成

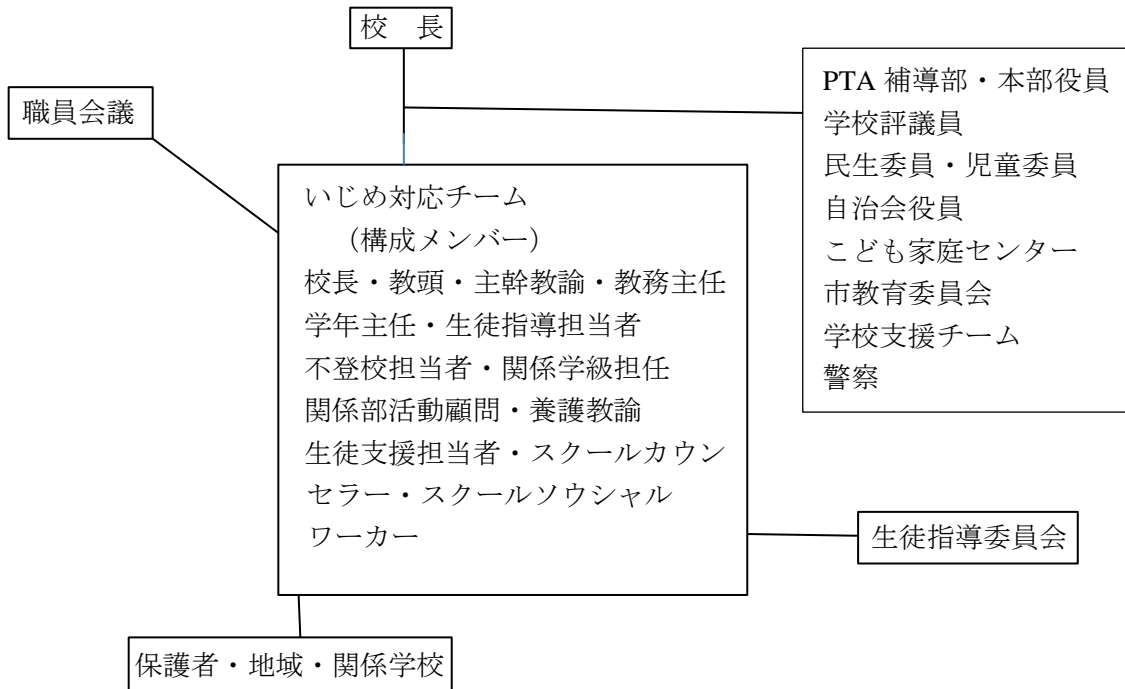
1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは誰にでも、どこでも起こり得るものであり、けんかやふざけ合いであっても生徒の感じる被害性に着目し、いじめか否かを判断する。いかなる状況・背景があろうが、人間として絶対に許されない人権侵害であり、心身の健全な成長や生命・身体に大きな危険を及ぼす恐れのある重大な人権問題である。いじめは単に加害・被害という単純な二者関係ではなく、加害者と被害者が入れ替わる場合もあり、たとえいじめられていても他の誰かに相談しないことも少なくない。また、本人がいじめられているという現実を否定する場合もある。さらに、いじめが行われていることに気がついても見ないふりをしたり、暗黙にいじめの了解を与えてしまう、いわゆる傍観者の存在も大きな課題である。

教職員は、生徒一人ひとりの内面理解に努め、日頃から生徒たちの心の動きに気を配り、些細な兆候も見逃さないように努めなければならない。そして、いじめのない学校をめざして、家庭・地域社会との連携を強化し、校長のリーダーシップのもと学校全体で組織的に対応し、互いに信頼関係で結ばれた生徒集団、生徒たちが安全・安心に生活できる環境をつくらなければならない。

日々の教育活動の中で、生徒一人ひとりが自分らしく生活できる学校をめざして、いじめの未然防止・早期発見・いじめを認知した場合の適切かつ速やかな解決を図るため、以下の方針を定める。

2 いじめ防止のための組織



3 未然防止

(1) 教育活動の点検

本基本方針に基づいて、保護者や地域社会との連携を密にし、いじめを許さない、安全・安心の学校づくりをすすめていくが、本基本方針が実効性のあるものとなるよう、計画、実行後に学校評価の一つに位置づけ評価結果を踏まえて改善していく PDCA サイクルを確立する。

また、日々の教育活動のなかで、教職員・生徒・保護者・地域の方々、学校に関係するすべての人々がいじめの兆候を見逃さない、いじめを許さない、いじめをしない環境をつくる取り組みを進め、日々、自らの教育活動を振り返るよう努める。さらに、生徒の校外での活動（友だちとの遊び、塾や習い事・クラブチームでの活動等）や家庭での活動（スマホ、電話、インターネット等）にも目を向けるようにする。

(2) 自尊感情の育成

生徒たちは日々互いの関わりの中で生活しているが、自分自身が他者から認められていない、自分の思いを周囲に理解されていない、自分の存在価値を感じられない等自尊感情の低い生徒ほど、他者に対して攻撃的になる傾向が強い。そこで、授業にライフスキル教育等を取り入れ生徒たち一人ひとりが自己の存在感を認められる、生徒一人ひとりを認める教育活動の充実に努める。

(3) 豊かなこころの育成

学校の全教育活動を通じて、生徒たちの豊かな心の育成に取り組む。特に、「私たちの道徳」や「心かがやく」などの活用により、道徳の時間での学習を充実させ、「わくわくオーケストラ教室」や「トライやる・ウィーク」、さまざまな学校行事等の体験活動を通して、人間的なふれあいを深めさせ、豊かな感性を育むと共にのぞましい人間関係を育成する。

(4) 確かな学力の育成

生徒たちの学校での活動で最も大きな時間を占めているのは“授業”であり、ほとんどの生徒・保護者にとって最も大きな関心事は、進路決定である。新学習システムや生徒支援教員等の効果的な活用、生徒一人ひとりの特性、適性、興味・関心を的確に把握したわかる授業づくり、ICT機器やデジタルコンテンツ等の活用・生徒同士の共同を重視した楽しく学べる授業の実施を心がけ、生徒たちに確かな学力を育成する。

(5) 部活動の充実

生徒たちが最も自分らしさを発揮でき、生き生きと活動できる場の一つが、生徒自らが選択し、入部した部活動である。朝や放課後、また、土曜日・日曜日など、一心に部活動に取り組んでいる生徒の姿には感動させられるものがある。大会には保護者や地域の方々も応援に駆けつけていただいている。生徒が自己の存在感を強く感じられる場、健やかな体を育成する場として、部活動に生徒たちが取り組める環境を整備する。

(6) 小中一貫教育の更なる推進

「豊かなこころ」「確かな学力」「健やかな体」、すなわち「生きる力」の育成に向けては、学校・保護者・地域社会の三者が一体となって取り組む必要がある。さらに、校種間連携、特に、ほとんどの生徒が学びの場を共有している小学校・中学校の連携強化が重要である。本校区においては、小中一貫教育の推進により、生徒理解や学力向上、地域社会における“私たちの学校

意識”の醸成に大きな効果があった。そこで、今後とも小中一貫教育をさらに推進していく。

(7) 心のふれあいを大切にした教職員集団づくり

人権を通じての教育を実践するためには、教職員自身が豊かな人間性や社会性を身に付ける必要がある。また、生徒一人ひとりと心を通わせ、保護者や地域社会から信頼される存在でなければならない。そのために、保護者や地域の方々との対話を重視し、生徒への指導に当たっては、力に頼った指導ではなく、生徒の内面を理解し、生徒の思いを受け止める信頼関係に基づいた指導を徹底する必要がある。

(8) 校内研修の充実

校内研修は、いじめを許さない学校づくり、いじめを見逃さない教職員集団づくりにおいて最も大切である。そこで、「いじめを許さない学校づくり」や「いじめ対応マニュアル」「NO！体罰」等の活用、いじめの事例研究、カウンセリングマインド研修会などスクールカウンセラー等による校内研修を年度初め・夏季休業期間に1回実施すると共に各学期に1回校内研修を実施する。

4 早期発見

(1) 生徒の現状把握

休み時間、昼休み、放課後等できるだけ、学級担任・部活動顧問を中心に教員も生徒たちと共にいるように努め、声かけを怠らず、また、定期的な家庭訪問以外にも随時家庭訪問を行い、それぞれの生徒の状況や生徒間の人間関係を把握する。特に、長期休業中は生徒の顔を見る機会が減少するために、特に、留意する。さらに、教師間で少しでも気がついたことを即時お互いに連絡し合う。

(2) 教育相談期間の設定と生活ノートの活用

定期考査前、各学期1回の教育相談期間を設定し、学級担任がすべての生徒と面談する機会を設ける。また、生活ノートへの記入を促し、生活ノートは自由に思いや悩みを書く機会であることを啓発する。

(3) 相談体制の整備

毎週1日來校するスクールカウンセラーによるカウンセリングルームや保健室等を活用し、生徒や保護者が心を開いて気軽に相談できる体制を整備する。スクールカウンセラーや養護教諭と他の教職員との連携を密にするが、生徒や保護者の希望により相談内容の保秘を可能にする。また、姫路市総合教育センターの相談窓口や「子どもの人権110番」、法務局人権相談窓口等の活用を生徒や保護者に啓発する。

(4) 実態把握

学期に1回「生活アンケート」とは別に「いじめアンケート」を生徒が記入しやすい形態で実施する。アンケートの実施にあたっては形式的にならないよう、生徒自身が真剣に回答するように促す。また、いじめに同調したり“傍観者”にならないように啓発し、自分自身のことだけでなく、いじめに苦しんでいる仲間を助ける意識を持たせて回答させる。結果については、教育相談の時間等を活用し担任が聞き取りを行う。その後、学年主任、生徒指導主任、管理職も点検に加わり、いじめを見逃さないようにする。このアンケートは5年間学校で保管する。

(5) 心の耕し

道徳人権教育の充実と「いじめをしない、させない、ゆるさない」人権尊重の精神の徹底を図るため、特活や総合的な学習の時間での体験活動・生徒同士の心の交流を図るなど、互いを思いやり温かい人間関係を生徒間に育てる。また、ライフスキル教育の導入などにより、生徒一人ひとりの生活面での“スキル”を高め、いじめをおこさない生活基盤の確立と予防的生活指導に努める。

5 早期対応

(1) 即時対応

いじめの兆候を発見したとき、いじめではないかと感じたときは、それを軽視したり、間違いではないかと対応に慎重になったりせずに、すぐに生徒指導、当該学年及び管理職に連絡する。連絡を受けた場合は、まず正確な事実確認・情報収集に努める。

(2) 指導体制の確立

いじめはいじめられる側にも問題があるという見方を排除し、まず、いじめを受けている生徒の苦痛を取り除くことを最優先にする。そのためには、すべての教職員の共通理解を図り、対応する職員の役割分担を明確にするなど組織的な対応を行う。

(3) 保護者との連携

いじめの解消には保護者の協力が欠かせない。そこで、被害の側、加害の側、双方の保護者に家庭訪問等を通じて正確な事実を伝え、協力を求める。その際、加害の側にもいじめの解消は個々の生徒の問題点を指摘するというのではなく、一人ひとりが自分らしく生活できる生活環境を整えることが第一歩であるということを十分理解していただく。

(4) 関係機関との連携

教育委員会への報告をためらわず、いじめを認識した時点ですぐに報告する。そして、学校指導課生徒指導係や育成支援課教育相談係・少年愛護係、場合によっては、育成支援課自立支援係の指導・助言を仰ぐ。

いじめの背景に家庭での養育状況等があると考えられる場合には、子ども家庭センターや育成支援課愛護係、民生児童委員等の協力を求める。

いじめが刑法に抵触する場合や生徒の生命・身体の安全が脅かされている場合には警察に通報し、警察と協力して解決にあたる。

(5) 事後の対応

スクールカウンセラーや総合教育センターでの相談等を通じていじめに関わった生徒たち(いじめられた生徒、いじめた生徒、傍観していた生徒)の心のケアを図る。特に、いじめを受けた生徒の不安感を十分に解消するように配慮する。また、一度解決したと思えるいじめが再び行われたり、いじめる相手を代えていじめが起きたりする場合もあることも考慮し、生徒たちの様子を十分に把握する。

いじめが解消したとする要因を以下に記する。

- ・心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は継続していること。
- ・いじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により確認されていること。

(6) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・日頃から情報モラル教育を推進し、生徒及び保護者へ啓発する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合は、資料・証拠の確保、児童生徒からの聴き取り、書き込み画像の削除等迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応する。

6 家庭・地域社会・関係機関との連携

(1) 家庭・地域社会への啓発

P T A 総会、P T A 五役会、保護者会、町別懇談会、あすなる教室、校区人権町別学習会、民生・児童委員連絡会、愛護育成会等あらゆる機会を利用して、生徒の現状や学校の指導方針について理解を求め、インターネットや携帯電話、スマートフォンなどSNSの危険性を伝え、家庭・地域社会が一体となって子どもたちを見守ることの重要性を啓発する。

(2) 家庭・地域社会・警察等との連携

家庭や地域社会からの積極的な情報提供を求める。また、交番や飾磨警察署少年係との情報交換を行う。

(3) 子ども見守り活動の充実

生徒の登下校時のあいさつ運動への積極的な参加を依頼し、子ども110番などの地域の見守り活動を充実させる。また、ふだんの生活の中で、いじめかもしれないという場に遭遇したときは、一声かけると共に学校へ連絡していただくように依頼する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断

以下の状況が発生したときは、校長は以下の(2)～(4)の対応を図る。

ア. 生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

「自死を図ろうとした」「金品等大きな金額での被害が出た」「大きな怪我をした」

「精神性の疾患を発症した」等

イ. 生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされているという疑いがあるとき

(2) 校長は教育委員会を通じて、市長に報告する。

(3) 教育委員会の判断により調査組織を設置する。

- ・姫路市いじめ問題調査委員会が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。

(4) 調査結果の報告

調査組織は調査の結果を市長に報告する。

8. いじめ防止等に関する年間計画

	学 校	学 年	家庭・地域
4月	いじめ対策委員会 校内研修 いじめ意識調査	人間関係づくり 行事を通じた学級づくり 学年集会（いじめ指導）	P T A五役会
5月	いじめ対策委員会 家庭訪問	行事を通じた学級づくり 公開授業 小中一貫教育推進委員会 ライフスキル教育プログラム	家庭訪問 P T A総会 P T A五役会
6月	定期いじめアンケート 教育相談 校内研修	社会体験を通じた学級づくり いじめワークショップ（1年生）	P T A五役会 愛護育成会総会 町別懇談会 学校評議員会民生 児童委員連絡会
7月	いじめ対策委員会	全校集会（いじめ問題指導）	P T A五役会 保護者会 校区人権町別学習会
8月	いじめ対策委員会 校内研修（校内問題事例 研究）	学年登校日	補導部による巡回 少年補導（情報交換）
9月	いじめ対策委員会	行事を通じた学級づくり （体育大会）	P T A五役会
10月	いじめ対策委員会 校内研修	命の授業（講演会） 行事を通じた学級づくり （文化発表会）	P T A五役会
11月	定期いじめアンケート 教育相談	ライフスキル教育プログラム	P T A五役会 学校評議員会
12月	いじめ対策委員会	人権週間 学年集会	P T A五役会 保護者会
1月	いじめ対策委員会	学年集会	P T A五役会
2月	教育相談 校内研修 定期いじめアンケート	1年生いじめ人権学習 （映画鑑賞） 行事を通じた人間関係づくり	P T A五役会 学校評議員会
3月	いじめ対策委員会	ライフスキル教育プログラム 学年集会 小中連絡会	P T A五役会 保護者会